

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋2階換気空調系外気取入ルーバ（北側・南側）駆動部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋2階空調機室北側通路扉枠と柱のすき間を埋めるモルタルの一部に剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋2階空調機室南側壁面埋め込みプレートに錆びが認められたため、当該部を補修塗装	D	
4	3号機	共用所内ボイラの使用前事業者検査において、共用所内ボイラ（A）を起動したところ、停止している共用所内ボイラ（B）の蒸気流量計の指示値がハンチングしたため、検査を中断及び対応検討	C	
5	5号機	500KV超高压開閉所西側壁面（屋外側）の一部に錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	6号機	第2給水加熱器（B・C）抽気ドレントラップバイパス弁駆動部（2台）点検において、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を修理	D	
7	6号機	サブプレッションプル水温度検出器点検において、金属被覆信号ケーブルのガイド管取出し部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
8	6号機	プロセス放射線モニタ機能検査において、検査要領書の線源校正検査実施手順に内容不備が認められたため、当該箇所を訂正し検査を再開	D	
9	6号機	制御棒駆動機構機能検査において、制御棒（18-11、46-35）の挿入時間に判定基準値外れが認められたため、駆動時間の調整後、再検査実施予定	C	
10	6号機	主タービン設備検査実施中、励磁機取替に伴う現場配線工事が終了しておらず、当該検査の実施条件が整っていないことが判明したため、当該検査を中断	C	
11	集中環境施設	補助ボイラ（C）汽胴水面計より蒸気の微量な漏れが認められたため、当該水面計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで